

月例研究会（2009年7月22日）

労働者の権利教育をめぐる厚労省・
研究会報告書と各種研究・運動団
体の取組みの現状

芹沢 寿良

2008年8月、厚生労働省政策統括官（労働担当）のもとに設置された「今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会」が6ヵ月間の関係担当者のヒヤリングと実態調査、先行業績の研究、総合的検討等を通してまとめた報告書を2009年2月に公表した。研究会参集者は、労使サイドから各1名、労働社会学、職業教育、労働法分野の研究者4名、オブザーバーは文科省教育課程課、厚労省若年雇用対策室の関係者である。

報告書は、「Ⅰ労働関係法制度をめぐる教育の取組状況と課題」、「Ⅱ労働関係法制度をめぐる教育に関する今後の方向性」の主要な柱となるもので、雇用者の割合が8割を超えるわが国で「労働者自身が自らの権利を守っていく必要性が高まっている状況にもかかわらず、必要な者に必要な労働関係法制度に関する知識が十分に行き渡っていない」現状にあるとき、労使関係制度に関する知識を身に付けることが不可欠とし、そのためには「学校、職場、地域、家庭、産業界、労働界、NPO法人等の民間団体、行政など各主体が連携した上で、個々人の置かれた状況に応じた継続的かつ効果的な教育・情報提供等の枠組みを再構築することが急務」として、学校、家庭や地域社会、企業等にそれぞれのポイントを提言している。そして研究会は「本報告書を受けて関係者により適切な対応・措置が講じられるよう期待するものである」と

した。

労働省が、1975年4月、労働組合運動が停滞、後退への転機に直面した頃に「労働教育の推進について」という労政局長通達が都道府県知事宛に発せられて以降、この種の教育関係の文書がなかったことから「労働教育の復活」といった前向きの受け止め方がみられたが、労働組合運動の周辺で、また連携して労働（者）教育に長年携わり、また最近の労働者や若者の権利知識、権利意識の低下傾向に歯止めをかけ、運動の再構築をめざしていろいろの取組みをしていた関係者は、その体験等から内容に補正さるべきとする幾つかの問題意識をもちつつも、基本的に高く評価して、今後の権利教育の強化にそれを積極的に活かしていかなばならないと受け止めている。

月例研究会は、報告45分、質疑45分という制約があり、報告者の報告能力の関係で、「各種研究・運動団体の取組みの現状」はまったく触れられなかった。報告書も労働組合の権利教育の取組みに重要な期待を寄せていることから、最後に、労働組合組織の権利学習の重要性の再確認と体制の確立、基礎的教育で押さえるべき内容上の課題を提起した。教育方法を改善しつつ、集団的労使関係の重要性を踏まえて①何故労働者の権利と労働法が存在するのか、②権利と労働法は要求実現の行動によって勝ち取られ、守られるもの、③憲法とともに労働法を学び、その周辺の関係法律のポイントもおさえておくこと、④権利の獲得と防衛に不可欠の労働組合の重要性—基本的性格と役割を実際の活動と結びつけて学習すること、⑤新しいテキストの作成、⑥この機会に、ILOの1974年有給教育休暇条約の批准と制度の実現に取り組み「労働組合教育」に活用していくこと、などである。

（せりざわ・ひさよし 法政大学大原社会問題研究

所客員研究員）